

## 一〇 旗本大嶋氏家系並経歴書

旗本大嶋氏の家譜は清和源氏にはじまり、源義家から新田・里見両氏を経て、義継の代になって大嶋氏を名乗り、美濃に住したという。大嶋氏中興の祖、光義から数えて一三代前のことである。したがって、大嶋氏と美濃との関係はかなり古い時代にさかのぼることができる。

大嶋光義は永正五年（一五〇八）美濃に生まれ、はじめ関城主長井隼人正に仕えていたが、その後、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康に属して各地で戦功があり、関ヶ原戦役以後は、美濃・摂津両国にて一万八千石を領する程になった。光義には四人の男子があったが、死後、長子光成（七五〇〇石）、次子光政（四七一〇石）、三子光俊（三二五〇石）、四子光朝（二五五〇石）にそれぞれ分知された。このうち、長子光成は関にあったが、三代義豊の代になって一四歳にて死亡し、子のないまま同家は断絶した。次子光政は川辺に住して、明治維新まで続いた。三子光俊は迫間（関）にあつてこれまた維新まで続き、四子光朝は制禁を犯して改易となっている。

川辺大嶋氏の初代光政は、はじめ斎藤・丹羽両氏に仕え、その後豊臣氏・徳川氏に属していた。父光義の死後、摂津国豊嶋郡・美濃国池田・加茂・武儀三郡のうちで、四七一〇石を領地していた。そして二代義唯・三代義近と続き、一〇代義直に至って明治維新となった。その間、義唯のときに三男義保に五九〇石をわかち、加治田（富加）を領せしめている。これが加治田大嶋氏であり、明治維新まで七代続いた。

大嶋氏の当主は江戸に在住し、家臣のうち川辺に駐在したのは当初二三名であった。この家臣によって、江戸・摂津・美濃の各村の財政の元締めを行っていたが、五代義房以降財政がひっ迫し続けた。当時家臣の総数は、足軽・小

人から女中まで含めると、一四六人の多きに達していたのである。

大嶋氏の場合、戦国時代から次々と領主を変え、そして徳川幕府のもとにあつて、財政の窮乏にあえぎながらも、明治維新まで命脈を保った経緯については、見るべきものがある。

川辺町に残っている大嶋氏の史料のうち、まとまったものは別掲のもののみであるが、断片的な記録は各地にかなり伝わっている。本書では史料編の意義から、二点のみを収録したが、詳細な経歴と事績は通史編にて扱うこととした。

(川辺大嶋氏系図)

初代 光政 — 二代 義唯 — 三代 義近 — 四代 義也 — 五代 義房 — 六代 義里 — 七代 義和 — 八代 義優 — 九代 義彬 — 一〇代 義直

(加治田大嶋氏系図)

初代 義保 — 二代 義浮 — 三代 義陳 — 四代 義充 — 五代 織部 — 六代 右京 — 七代 金三郎

二二六 御朱印改覚書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

御朱印御改ニ付被差上候御村帳之留

美濃国加茂郡之内

式箇村

一 高八百四拾七石九斗四升五合

川邊中之番村

一 高四百九石四升七合

川邊村枝郷  
栃井村

小以高千式百五拾六石九斗九升式合

武芸(儀)郡之内

壹箇村

一 高千式百三拾六石式斗

関村

一 高三百四拾式石七斗三升八合

同村新田

小以高千五百七拾八石九斗三升八合

摂津国豊嶋郡棕橋庄之内

七箇村

一 高六百式拾壹石四斗壹升八合

庄本之内

一 高式百式拾五石五斗三升

嶋江村

一 高式百九拾六石八斗五升八合

三屋村

一 高三百四拾石式斗九升五合

牛立村

一 高三百四拾三石式斗壹升壹合

蔣江村

一 高拾壹石九斗七升六合

嶋田村之内

一 高式拾石七斗八升式合

野田村之内

小以高千八百六拾四石七升

都合四千七百石

(解説) 御朱印、すなわち將軍家より拝領した領地の、再改めが正徳二年(一七一二)に行われ、それによって旗本大嶋氏が提出した覚書である。当時大嶋氏の支配地は、美濃国加茂・武儀兩郡の一部と、摂津国豊嶋郡の一部など、あわせて一〇か村であった。各村名と村別の年貢高のことから、関大嶋氏の支配地が、三代になって跡目なく断絶となったため、川辺大嶋氏に預り地となった経由、それに加治田大嶋氏への分知のことなどが記載された大嶋氏の領地の報告書である。

(表紙)

正徳二辰年五月

御朱印御改ニ付覚書

第一部 記録の部

右之通相違無御座候以上

正徳二壬辰年五月

大嶋肥前守印判

安藤右京亮殿

松平備前守殿

右同断一帳

松平備前守殿

安藤右京亮殿

右是は程村堅帳ニ相認箱ニ入、右御両所え御認之被遣、但シ箱ハ縦さんふださなだ緒付二箱、但シ帳ノ上書箱も同前

帳之上書

郷村高辻帳

御名

右郷村帳ニ添目錄之留

知行目錄

美濃国加茂郡之内

式箇村

一 高八百四拾七石九斗四升五合

川邊中之番村

一 高四百九石四升七合

川邊村枝郷  
栃井村

高千式百五拾六石九斗九升式合

武芸<sup>(儀)</sup>郡之内

老箇村

一 高千式百三拾六石式斗

関村

一 高三百四拾式石七斗三升八合

同村新田

高千五百七拾八石九斗三升八合

摂津国豊嶋郡棕橋庄之内

七箇村

一 高六百式拾壹石四斗壹升八合

庄本之内

一 高式百式拾五石五斗三升

嶋江村

一 高式百九拾六石八斗五升八合

三屋村

一 高三百四拾四石式斗九升五合

牛立村

一 高三百四拾三石式斗壹升壹合

蔭江村

一 高拾壹石九斗七升六合

嶋田村之内

一 高式拾石七斗八升式合

野田村之内

高千八百六拾四石七升

都合四千七百石

右之通相違無御座候以上

正徳二壬辰年五月

大嶋肥前守印

安藤右京亮殿

松平備前守殿

右同断一卷

松平備前守殿

安藤右京亮殿

如斯程村繼紙ニ相認、一通宛五月三日、郷村帳一同

御両所様え被遣納ル

候以上

五月廿一日

松平備前守

安藤右京亮

大嶋肥前守様

御手紙拜見仕候、御黒印・御朱印御改可被成候間、

写相添明廿二日五半時、右京亮殿御宅迄以使者進上

可仕旨、奉得其意候以上

五月廿一日

大嶋肥前守

郷村帳添目錄被遣候節相添被遣候覚書之留

慶長十四年七月廿五日

一 権現様

御黒印

曾祖父

大嶋茂兵衛頂戴之

高四千七百石余

寛永二年七月廿五日

一 台徳院様

御朱印

祖父

大嶋茂兵衛頂戴之

高五千石余

三百石、元禄三年奉願、大嶋因幡守え分知被仰付

候、当時高四千七百石

安藤右京亮様

松平備前守様

一 御黒印・御朱印御本書桐之箱ニ入、糸萌黄之緒附ケ、

白磨キ台ニ居箱之上書

御朱印

御黒印

御名

一 替地御書付御本書入箱、右同断箱之上書

替地御書付

御名

一 右御黒印・御朱印並替地御書付之写、何も桐之箱糸

萌黄之緒附箱之上書、但シ写紙越前奉書上包紙も同

五月

是は当分之覚目錄大奉書半切紙ニ相認、直紙にて上

包仕、折掛御名斗郷村帳添、目錄一同ニ五月三日被

遣相納ル、御所持之御黒印・御朱印可相改候間、写

被差添明廿二日五半時、右京亮宅え以使者可被差出

前

御朱印  
之写  
御黒印

替地御書付写

御名

右写三通一箱二入、右京亮様え被遣之

御朱印

之写

御黒印

替地御書付写

御名

右同断備前守様え被遣之

右之通御手紙来ニ付、翌廿二日五半時、右京亮様え  
為御使者大橋治部太夫参上

御黒印・御朱印・替地御書付、三品共ニ御本書ニ三  
通り之写相添持参、有賀金兵衛え達、写三通り金兵  
衛被請取、御本書ハ先扣置候様ニ、追付備前守様御  
出可被成候、御揃被成次第御改可被成由ニ付、御黒  
印・御朱印扣罷在候処、松平備前様・大久保大隅守  
様・林七三郎様・飯高市郎兵衛様、其外御右筆衆御  
出揃之上ニて、一番ニ此方様使者呼出シ在之、金兵  
衛諸事差図ニて罷出、即金兵衛披露之御黒印・御朱  
印・替地御書付、三通之御本書一箱二入、箱之ふた

と取手ニ持中座仕、披露之御礼申上ル、是え持参仕  
候ニと右京亮様御意ニ付、即右京亮様御前え持参仕  
候処、是えと被仰候て御手え即上ケ、文台ニ被差置  
退キ、御勝手ニ相扣罷在候処、御拝見之上写御読合  
有之、読合相済ト御前え罷出候様ニと之儀付罷出候、  
是えと被仰候故、右京亮様御前え罷出候、右京亮様  
御手より直ニ御黒印・御朱印・替地御書付共ニ御渡  
シ、御口上之御返答此時右京亮様被仰聞  
一 御列座安藤右京亮様・松平備前守様・大久保大隅守  
様・林七三郎様・飯高市郎兵衛様、其外御右筆衆於  
此所首尾好御改相済  
一 右過日罷出、直ニ備前守様え罷越御口上、今日右京  
亮様御宅ニて、御改被下忝奉存候、依之以使者申上  
候  
御黒印・御朱印・替地御書付、右三通之写進上仕候、  
御役人中請取被差置、被下候様ニと申由申達シ、御  
取次山田五太夫請取之備前守儀、未右京亮様ニ罷出  
候、帰宅次第ニ御口上之通可申聞候、右為御届被遣  
候御使者之儀ニ候、自是御使者之御返答ハ申上間敷  
旨断有之、此所ニ付紙ニ相認メ御座候

郷村帳如此之御好、開発新田・山年貢、其外小物成等之儀は、何之領分ニも有之儀ニて、無之段と書上ニ不及、御分帳ニ高辻迄書上候様ニと、御差図ニ付如此候

右京亮様迄最初為御窺被遣候書付之覚

覚

大嶋雲八分知行千石は前々より取来候  
高五千石余

大嶋雲八次男

大嶋茂兵衛

摂津国豊嶋郡棕橋村之内

千石

美濃国池田郡八幡村之内

千石

同国加茂郡鑄師村之内

式百石

同国同郡川邊中之番村

千六百三拾壹石五斗

同国同郡瀧田村

四百九拾五石八斗三升

同国武芸郡池尻村

三百九拾壹石壹斗八升

合四千七百拾八石五斗

右は雲八知行高壹万七千石余之内分知

慶長十四年七月廿五日

御黒印在之

一 右高之外、三百三石棕橋村・川邊中之番村開発地、都合五千式拾壹石五斗之御朱印、寛永二年七月廿五

日被下候、右御朱印在之

大嶋古茂兵衛惣領

大嶋茂兵衛

高五千石余

右古茂衛跡式無相違被下候

一 右雲八惣領次右衛門、高七千五百石、次右衛門孫久

吉迄三代取来候処、久吉儀若年ニて相果候ニ付、跡

式相立不申、右上ヶ地私祖父茂兵衛ニ御預ヶ、亡父

出羽守迄預り罷在り、出羽守時分願候て、御代官所

ニ罷成候

一 右久吉上ヶ地之内、式千八百九拾石余、茂兵衛知行

之内と、御替被下候様ニ奉願上候処、祖父御忠切

を以被下候知行故、御加増と思召御替被下候由ニて、

願之通御替被下候

右之訳左之通ニ御座候

千六拾六石三斗七升

摂州棕橋村

千式百三拾六石式斗

濃州関村

五百九拾四石式斗

同加治田村

高合式千八百九拾六石七斗七升

右は大嶋久吉上ヶ地、茂兵衛領分、濃州八幡村・池

尻村・瀧田村・(鑄物師屋)鑄師村・鹿塩村・石神村以上六ヶ  
村、高合式千八百九拾六石七斗七升之所は、寛永十  
六卯年より替被下候、寛永十七辰三月朔日、御勘定  
奉行衆之印形之書替在之候

高五千石  
茂兵衛惣領  
大嶋出羽守  
同 人次男  
同 左兵衛

分知六百石  
但シ濃州加治田村わけ遣候

右左兵衛分知、只今左兵衛倅大嶋織部ニ無相違被下  
候、但シ右分知高入候ては、前々之高と小々相違ニ  
候得共、此段茂兵衛跡式之時分願候て、右之通之由  
ニ御座候、右之節之様子は不存候

高四千七百石  
出羽守惣領  
大嶋肥前守  
同 人次男  
同 因幡守

高千六百石  
此内三百石分知、千三百石は御先代因幡守御加増  
ニ拝領仕候

右之通出羽守跡式被仰付、高五千石之内、摂州野田  
村之内三百石、因幡守え分ヶ遣候以上

五月

大嶋肥前守

此御書付最前被差出候処、一通り御覽之上、此書付  
は御用ニ無御座候、乍然被差出候御書付之事故、右  
京亮様ニ迄御留置候、備前守様えは不被遣候

美濃国御預所村々高覚  
但シ寛永十六年卯上り地ニ相成申候

御預り所高覚

濃州御預り分  
高六千八百七拾六石壹斗四升九合  
摂州御預り分  
高九百六拾四石壹斗六升  
高合七千八百四拾石三斗九合

外ニ山年貢之覚

- 一米八石壹斗壹升五合 上川邊村
- 一米式石五斗 石神村
- 一米式石 鹿塩村
- 一米七石五斗壹升五合 下川邊村
- 一米三斗九升 大山村
- 一米三石三斗三升式合 山田村
- 一米式石四斗七升式合 池尻村
- 式拾九石三斗式升四合

美濃国御預り所村々覚

高五百八拾五石九斗

加茂郡 石神村

内三石四斗九升七合永引

高六百四拾五石八斗七升

同郡 上川邊村

高三百七拾四石壹斗六升

同郡 鹿塩村

高六百九拾五石五斗貳升

同郡 下川邊村

内三石五斗堤敷地引

高四百三拾九石壹斗貳升三合

同郡 大山村

高百五拾石三斗

加茂郡 絹丸村

高五百三拾六石五斗六升八合

同郡 瀧田村

高九百五拾七石六斗五升

同郡 鑄物師屋村

内高四百七拾壹石六斗五升

岩出藤左衛門様

御代官所

高貳百八拾六石

大嶋雲四郎様御

知行

高貳百石

大嶋出羽守様御

預り所

内高三拾六石壹斗四升六合地不足

高三百九拾貳石貳斗四升

武儀郡 池尻村

高六百七拾壹石壹斗八升四合

同郡 山田村

高千貳百三拾七石三斗貳升四合

池田郡 八幡村

高貳百五拾六石八斗九升

各務郡 大洞村

高三百五石八斗八升

大野郡 古橋村

内高貳拾壹石八斗六升八合、十一年以前辰年御

巡見衆御改より、永荒

高五百拾五石

同郡 西方村

内高百貳拾八石七斗五升

大嶋雲四郎様御

高三百八拾六石貳斗五升

領分

惣合高六千八百七拾七石貳斗九合

大嶋出羽守様御

右は貞享三寅年、村々差出申候郷村帳を以吟味仕候

得共、少々高相違仕候、如何之訳哉相分り不申候

二二七 親類明細書並知行所高

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 旗本大嶋氏の、親戚明細とその所領地一〇か村の石高記録である。大嶋肥前守(義里)を中心として、祖父四代義也、父五代義房と、男子・女子のことなど、それに近親者の出生のこと、またそれぞれの役職について記述されている。当時旗本領主は、江戸に定住しており、三か所にわたった屋敷の所在地と、その規模も記載されている。特に延享年間に勤めた、小熊川船橋架橋の大役についての明細が併記されているが、この役目の重要性を強調したものである。これらの文献は、随時幕府に提出したものの集成である。

(表紙)

御親類書明細書御屋舗並両御知行所高書付

高四千七百石

美濃 本国美濃  
摂津 生国武藏

実子惣領

大嶋肥前守

亥五十五歳

私儀

有章院様御代、延享四卯年三月十九日部屋住にて、初て御目見仕、宝曆二申年六月八日父雲八病死仕、同年九月四日父家督無相違私え被下置之旨、於菊之間御老中御列座、堀田相模守殿被仰渡寄合罷成、宝曆七丑年五月駿府加番被仰付、明和六丑年火消役被仰付、安永三年十月四日小普請組支配被仰付、同七戌年八月十五日西ノ丸御小姓組番頭被仰付、同年十二月十六日諸兵夫被仰付、同八亥年孝恭院様薨御以後、同年四月十六日御本丸勤被仰付候

親類書

父方

文昭院様御代より  
有徳院様御代迄

一 祖父

御留守居

大嶋肥前守死

一 祖母

柳之間

伊東信濃守死娘死

一 父

寄合

大嶋雲八死

一 母

家女死

御目見仕候

大嶋雲八

西丸  
御目付

養父私從弟神尾左兵衛死  
実父私伯父婿朽木弥五右衛門死次男  
神尾内記

一次男

大嶋幸之進

私手前罷在候

養父私伯母死婿平野喜三郎死

一娘

寄合

松平興五郎妻

実父嶋長門守死次男私統無御座候

一娘

三人

養父私伯母死婿竹中素元死  
実父上田能登守死次男私統無御座候

一孫女

三人

養父私伯母死婿竹中素元死  
実父上田能登守死次男私統無御座候

養父私妹死婿大嶋近江守死  
実父大嶋古近江守死次男

一甥

御使番

大嶋雲平

小譜請組松平志  
摩守支配

父方之実方

有徳院様御代

一祖父

小普請組建部民部  
少輔支配之節

大嶋因幡守死

一祖母

御持筒頭

神尾飛驒守死娘死

一伯母

御小姓組武田越前  
守組之節

大嶋因幡守死娘  
朽木弥五左衛門死

後家  
伴勤負手前罷在候

一伯母

御先年相勤後寄合  
罷成其後隠居

大嶋因幡守死娘  
俗名彦八郎  
竹中素元死 後家  
伴彦八郎手前罷在候

松平伊賀守殿

酒井石見守殿

加納遠江守殿

米倉丹後守殿

大嶋肥前守御判

養父私伯父大嶋内藏助死  
実父大嶋久左衛門死四男

私伯母婿朽木弥五右衛門死惣領  
朽木靱負

明細書

高四千七百石 美濃 本国美濃 摂津 生国武藏

妻子惣領  
大嶋肥前守  
亥五十五歳

私儀

有章院様御代、延享四卯年三月十九日部屋住にて、  
初て御目見仕、宝曆二壬申年六月八日父雲八病死仕、

同年九月四日家督無相違私え被下置之旨、於菊之間  
御老中御列座堀田相模守殿被仰渡寄合罷成、同五乙

亥年二月十二日浜大手門番被仰付相勤候内、同七丁  
丑年五月三日駿府加番被仰付、同十一辛巳年六月廿

一日数寄屋橋御門番被仰付、明和元甲申年六月十五  
日御門番御免、同六己丑年八月廿六日火消役被仰付、

安永三甲午年十月四日小譜請組支配被仰付、同七戊  
戌年八月十五日西丸御小姓組番頭被仰付、同八己亥

年孝恭院様薨御、以後同年四月十六日御本丸勤被仰  
付候

一父

大嶋雲八死

有徳院様御代、享保八癸卯年十二月廿六日、養父肥  
前守家督無相違被下置寄合罷成、同九甲辰年五月十  
九日駿府加番被仰付、享保十三戊申年三月廿八日浜

大手御門番被仰付、同十六辛亥年三月廿五日御免、  
享保二十一丙辰年正月十九日数寄屋橋御門番被仰  
付、元文四己未年正月十七日御免、寛延四辛未年八  
月三日浜大手御門番被仰付、宝曆二壬申年六月八日  
病死仕候以上

安永八己亥年四月

大嶋肥前守

一曾祖父

一曾祖父

大嶋肥前守

巖有院様御代

甲府御城在番

増上寺火之番

駿府御城加番

常州利根川御普請奉行

關東在々盜賊改

日光御門跡為御迎上京

常憲院様御代

伊勢内宮御造宮御造替奉行

同宇治橋鳳宮橋御造替奉行

一祖父

大嶋肥前守

右之通御座候以上

常憲院様御代

十二月二日

御使番

大嶋兵庫

御目付役

長崎奉行

御作事奉行

小熊境川御船橋諸道具之覚

一船数

式拾八艘

其時之川之様子次第船

文昭院様御代

増減御座候

有徳院様御留守居

一父

大嶋雲八

有徳院様御代

一敷板

長貳間  
厚サ貳寸

百三拾貳枚

駿府御城加番相勤候後、病身二付引込罷在候

一ささら木

長貳間  
四寸角

五拾五本

右之通御座候以上

一松大杭木

長三間  
太サ四尺四厘

八本

十二月

大嶋兵庫

一同小杭木

長壹間半  
末口四寸

五拾六本

一あうち木

長貳間  
末口三寸

五拾六本

覚

一張木

長六尺  
四寸角

五拾五本

父之実方

大嶋因幡守

一こもち木

長三尺六寸より四  
尺迄 三寸五分角

五拾六本

一祖父

一つく木

長貳間  
三寸五分角

百拾貳本

常憲院様御代

御小姓相勤申候

一苧綱

長六拾間  
太サ七寸廻り

貳筋

古来より小熊村船蔵御預り置候品々左之通

- 一 鍵 四拾弍(鎖)
- 一 鉄錠 壹本

藁綱白口藤綱左之通

- 一 白口藤綱 長六拾間 太サ壹尺五寸廻り 弍筋
- 一 藁綱 長同断 太サ壹尺弍寸廻り 弍筋
- 一 同舟からみ綱 長同断 太サ七寸廻り 弍筋
- 一 碇綱 長拾五間 太サ五寸廻り 五拾筋
- 一 石碇 四拾九

番所之覚

- 一 番所 長四間半 横壹間半 壹軒
- 一 足輕番所 屋称取葺三方菰囲 壹ッ

番所飾道具左之通

- 一 長柄 十本
- 一 突棒さすまたもじり
- 一 弓 三挺

- 一 鉄(砲) 五挺

- 一 幕 三張

- 一 屏風 二雙

此外水のため桶・手桶等差置申候

- 一 侍 六人

- 一 足輕 十三人

- 一 中間 十三人

右之通竹中主膳・大嶋兵庫・大嶋雲四郎方より差出申候

立合高之覚

- 一 七千六百石余 御料所高

- 一 五千石 竹中主膳

- 一 弍千八百五拾六石余 大嶋兵庫

- 一 一千五百石 大嶋雲四郎

右之通ニて此度朝鮮人来朝之節相勤候以上

未九月

竹中主膳家来  
 牧野領右衛門  
 大嶋兵庫家来  
 大嶋三郎右衛門

大嶋雲四郎家来  
松原五郎右衛門

寄合  
大嶋兵庫

覚

一高八百四拾七石九斗四升五合

一高四百九石四升七合

一高千五百七拾八石九斗三升八合

高合式千八百三拾五石九斗三升

但拝領高外ニ改出新田等無御座候

右は拙者濃州知行所之分書付差出申候以上

六月

大嶋兵庫

濃州加茂郡  
川邊中番村  
川邊枝郷  
栃井村  
同国武儀郡  
関村

鈴木伊兵衛殿  
西尾小左衛門殿  
筒井治左衛門殿  
小菅猪右衛門殿

一居屋敷

一屋敷

一下屋敷

一抱屋敷

右は下屋敷地続ニて一所二圃込致取持候

大嶋雲八

愛宕下  
千七百九坪

下渋谷  
七百坪

下渋谷  
式千四百三拾六坪

無年賣地  
道法日本橋迄六拾壹町  
千六百式拾坪

覚

一拜領  
一居屋敷

一拜領  
一中屋敷

一拜領  
一下屋敷

愛宕下烏森稻荷小路

千七百九坪  
下渋谷三田村

七百坪  
下渋谷祥雲寺前

四千五拾六坪

右之外抱屋敷預り地並町屋敷、自分は不及申家来ニも

無御座候以上

宝曆二壬申年九月

覚

一高式百九拾五石三斗五升

一高三百四拾式石式斗八升式合

一高三百拾九石五升六合

一高拾四石四斗九升八合四勺

但流作新開之分

摂津国豊嶋郡

三屋村

同国同郡  
牛立村

同国同郡  
蔭江村

同国同郡  
同村

第一部 記録の部

- 一 高式百式拾五石五斗三升  
同国同郡 嶋江村
- 一 高六百拾四石式斗六升壹合  
同国同郡 庄本村
- 一 高拾壹石九斗七升  
同国同郡 嶋田村
- 一 高式拾石七斗八升式合  
同国同郡 野田村
- 高合千八百四拾三石七斗式升九合四勺